

議第68号

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

京都市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「短期大学」の右に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。)」を、「者」の右に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同項第6号及び第7号中「後」の右に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「高等専門学校を卒業した者」の右に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同項第10号中「又は水道環境」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の京都市専用水道の水道技術管理者

の資格に関する条例第2条第1項第10号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

提案理由

本市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を改める等の必要があるので提案する。